

# 加茂市立須田小学校における「学校いじめ防止基本方針」

平成26年6月策定

平成28年8月一部改訂

令和5年4月一部改訂

令和7年4月一部改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、須田小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識・体制

### 【いじめ防止対策推進法 第2条 定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ類似行為」とは、児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童生徒等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。学校は、全ての児童を対象にいじめの未然防止に取り組む。教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、全ての児童にとって分かる授業を行うための授業改善に積極的に取り組む。

### <いじめ対策に向けた基本姿勢5つのポイント>

- ① いじめの未然防止のため、いじめをしない、いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめ対策の組織

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。そのために、以下のように「いじめ・不登校対策委員会（以下「対策委員会」）を設置し取り組んでいく。

- 対策委員会の委員長を校長とし実効性のある組織運営を行う。
- 対策委員会の委員は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学級担任、養護教諭とする。
- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・ 加茂市教育委員会へ「すこやかな成長を願って」による定期的な報告を行う。
  - ・ 学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ② いじめ事案への対応
  - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
  - ・ 必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

### (1) 学校全体としての取組

内容	児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解(道徳・特活)</li> <li>○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル)</li> <li>○正しい判断力の育成(道徳・特活)</li> <li>○奉仕的体験活動への積極的取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成</li> <li>○ゲーム・インターネット、スマホ等の約束作り</li> <li>○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成</li> <li>○育友会行事(PTA行事)や地域での奉仕的活動への参加</li> </ul>
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人である児童への声かけ</li> <li>○面談や生活アンケートによる情報収集</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的・積極的な児童との会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック</li> <li>○児童の持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>
物理的	<ul style="list-style-type: none"> <li>い ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>ら ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>た ○いじめの原因や背景の調査による根本的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童を守る強い姿勢を見せることと、児童の話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>

側 的 な も の	側	解決 ○精神的・肉体的なダメージへのケア	
	い じ め た 側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○関係機関(警察、児童相談所等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
精 神 的 な も の	い じ め ら れ た 側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回り実施など被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○児童を守る強い姿勢を見せることと、児童の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	い じ め た 側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)

## (2) 家庭や地域との連携

各家庭や 育友会 (PTA)での 取組	○児童に関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発。市P連や育友会教育講演会の実施や参加。 ○児童のがんばりをしっかり認めて褒めることや、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発。 ○保護者だけでなく祖父母等、家庭の全ての成員が子育てに参加することの啓発。 ○家庭におけるネット管理。
地域での 取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼。 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけ、および学校(保護者)への連絡。

## 4 いじめによる重大事態発生への対応

【重大事態とは、以下のようなケースを想定している】

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合  
ア) 児童生徒が自殺を企画した場合  
イ) 身体に重大な傷害を負った場合  
ウ) 金品等に重大な被害を被った場合  
エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。（「相当期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）
- ③ その他、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時学校の捉えによらず、重大事態が発生したものとして、報告調査にあたる。

- 速やかに教育委員会に報告する。
- 調査主体を学校に設置する場合は、教育委員会と協議の上、委員長を校長とした「対策委員会」が中心となる。
- いじめ調査・対策委員会は、事案の全容解明と同様な事案の発生防止を図るために、いじめを受けた児童や保護者の心情に十分配慮しながら調査を実施するとともに、関係機関との連携を図る。
- いじめを受けた児童と保護者に対して、いじめ調査・対策委員会は事実関係や、その他、必要な情報を他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- いじめ調査・対策委員会は、被害児童及び加害児童等への対応について、教育委員会の指導と助言を受けながら必要な措置をとる。  
・・・（【別紙】重大事態発生への対応フロー図）
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものである場合や児童の生命、身体に重大な損害が生じる恐れがあると認めるときは、外部関係機関（警察署・児童相談所・スクールカウンセラー等）と連携する。

## 5 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように配慮する。

## 6 学校の取組に対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、巻末の「チェックリスト」をもとに平時から備え点検し、実効性のある取組となるよう努める。

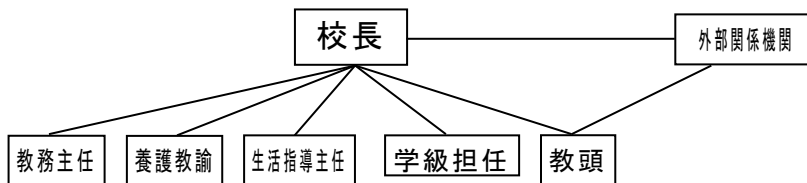
また、いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケートを実施（7月・12月）し、「対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

# 【いじめによる重大事態発生の対応フロー図】

加茂市教育委員会へ速やかに重大事態の発生を報告

教育委員会から調査主体を学校に置く指示

学校に事態の事実調査を行う組織を設置



- \* 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実調査の実施

- \* 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- \* 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- \* 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- \* 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

加茂市教育委員会への調査結果報告

- \* いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた措置

- \* 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、教育委員会の指導の下、関係機関と連携を取りながら実施する。
- \* 再発防止に向けた取組の検証を行う。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省作成、  
令和6年8月改訂）チェックリスト

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p6～7参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
<b>職能団体等との連携について</b>	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□
<b>【公立学校の場合】</b> 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	□
<b>【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】</b> 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	□